

原子力災害からの復興への取組と 未だ厳しい現状、そして今後の課題

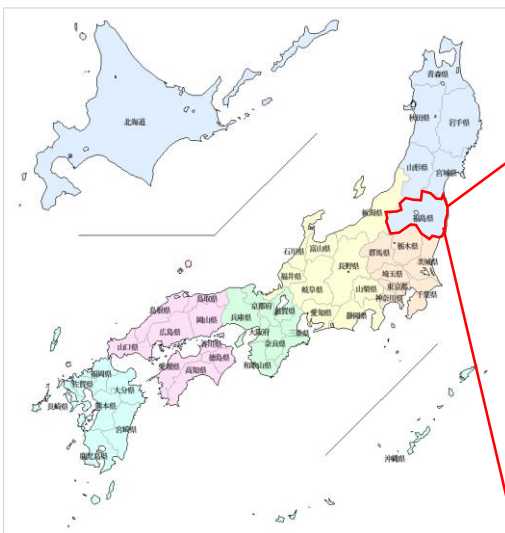


『とみっぴー』
富岡町公式
マスコットキャラクター



令和7年4月
福島県富岡町

花と緑に抱かれた町 とみおかまち



人々が往来する町

【南北】

- JR常磐線（富岡駅、夜ノ森駅）
郡内で最も多い乗降者数
(平成22年 約30万人/年)
- 常磐自動車道（常磐富岡IC）
・再開通（平成26年2月22日）
(広野IC～常磐富岡IC)
・全線開通（平成27年3月1日）
(常磐富岡IC以北)

●幹線道路 国道6号

【東西】

- 県道36号小野富岡線

充実した都市機能の町（震災前）

- 国機関 裁判所、労基署、職安、営林署
- 県機関 富岡土木事務所（前身は明治の郡役所）、双葉農業普及所、原子力立地振興事務所
- 警察署 双葉警察署（平成22年 富岡・浪江警察署統合）
- 金融機関 6行7店（東邦、福島、大東、労金、あぶくま信金、相双信組）
- 医療機関 初期救急医療「今村病院」と6医院（内科、外科、整形外科、眼科）
- 郵便局 2局（富岡・夜の森）
- 商業施設 ヨークベニマル2店舗、家電量販店、ホームセンター、ドラッグストア、飲食チェーン
- 電気関係 東京電力(株)浜通り電力所、(株)東北電力、NTT等の支店
- 教育関連 小中学校4校と“双葉地区教育構想”

町の木【サクラ】



明治33年、夜の森が開拓された際に植えられた桜が今では町のシンボルとなった。毎年開花と同時に見物客でにぎわう。

町の花【ツツジ】



全国花いっぱい「花と緑の駅」コンクールで日本一に輝いたJR常磐線夜ノ森駅のツツジは、旅人の目を楽しませる。

町の鳥【セキレイ】



水辺に生息するセキレイは、富岡川の清らかな流れとチチチッと爽やかなさえずりが人々の心を和ませる。

自然豊かな町

福島県浜通り地方の中央に位置
太平洋と阿武隈山地との間に広がる
面積68.39km²、人口16,000人の町
年間降水量1,533mm/年間平均気温
13.8℃
温暖で過ごしやすい地







14時46分

三陸沖の宮城県牡鹿半島の
東南東 130km付近、深さ約24km

マグニチュード9.0

(国内観測史上最大規模、
1990年以降世界4番目の規模)

宮城県北部の栗原市で**最大震度7**が観測されたほか、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などで震度6を観測。北海道から九州地方にかけて、震度6弱から震度1の揺れが観測された。

岩手県、宮城県、福島県を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲った。福島県相馬市9.3m以上、岩手県宮古市8.5m以上、大船渡市8.0m以上、宮城県石巻市7.6m以上などが観測されたほか、宮城県女川漁港で14.8mの津波痕跡も確認された。遡上高（陸地の斜面を駆け上がった津波の高さ）では、**国内観測史上最大の40.5mが観測された。**

3/11 14:46 東北地方太平洋沖地震 発生

富岡町災害対策本部 設置

15:30 津波襲来

【第1回目の避難：町内の集会所や体育館】

19:03 福島第一原発 原子力緊急事態宣言 発令

21:23 第一原発半径10km圏内 屋内退避指示 発令

3/12 05:32 第一原発半径10km圏内 避難指示 発令

富岡町・川内村災害対策合同本部 設置

【第2回目の避難：川内村】

15:36 福島第一原発1号機 水素爆発

18:25 第一原発半径20km圏内 避難指示 発令

3/14 11:01 福島第一原発3号機 水素爆発

3/16 富岡町民・川内村民の避難

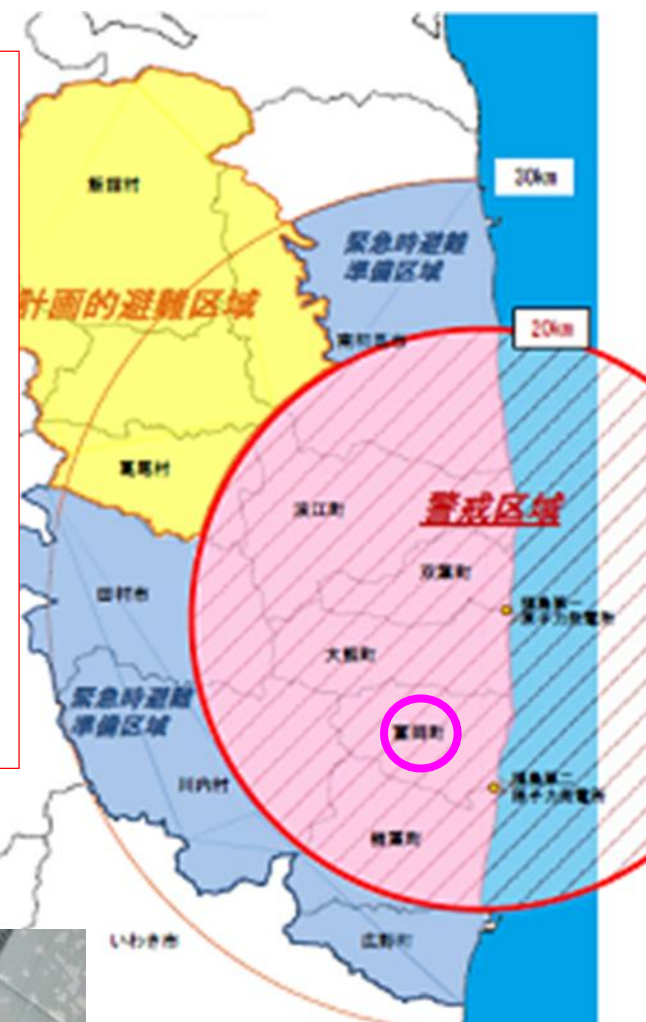
【第3回目の避難：郡山市（ビッグパレットふくしま）】

4/22 福島第一原発半径20km圏内

警戒区域に設定（富岡町 全域）



原子力発電所事故





地震「震度6強」 津波「21.1メートル」、加えて「原子力発電所事故」

死者（行方不明者含む）24人

避難所



川内小学校
避難所



埼玉県幸手市に
開設された避難所

一時帰宅



バスによる一時帰宅
(最初の一時帰宅)



町の様子



全町避難により管理できずに廃墟と化す街並み



着の身着のまま避難したために放置されたペット（左）・家畜（中）・人がいないため街中に出没するイノシシ（右）

家屋被害

- 警戒区域の設定に伴い
- ・修繕などの管理が不可能
 - ・鳥獣や小動物による被害
 - ・窃盗・盗難の発生
 - ・換気ができないためカビの発生
- など、被害が拡大



＜令和7年4月1日時点＞

全壊（50坪以上）	424棟
大規模半壊（40～49坪）	1,003棟
半壊（20～39坪）	3,230棟
一部損壊（20坪未満）	1,069棟
損壊なし	181棟
合計	5,907棟

平成25（2013）年3月25日
午前0時00分



- 平成23（2011）年4月22日 設定
- ・警戒区域（立入禁止）
 - ・計画的避難区域（立入禁止）
 - ・緊急時避難準備区域（緊急時避難）

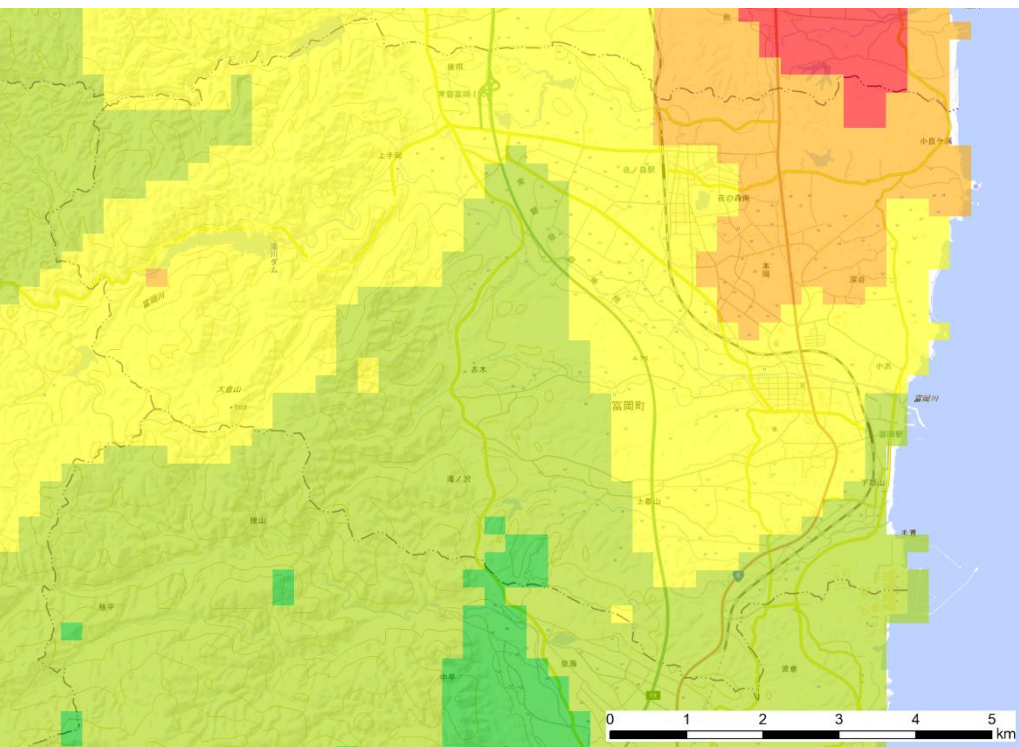


区域	面積（約）	震災時人口割合（約）
帰還困難区域 （50mSv/年 超）	8.5km ² （12分）	4,800人 （30分）
居住制限区域 （20mSv/年～50mSv/年）	34.0km ² （50分）	9,800人 （60分）
避難指示解除準備区域 （20mSv/年 以下）	26.0km ² （38分）	1,400人 （10分）

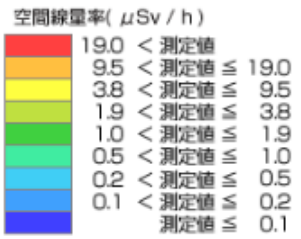
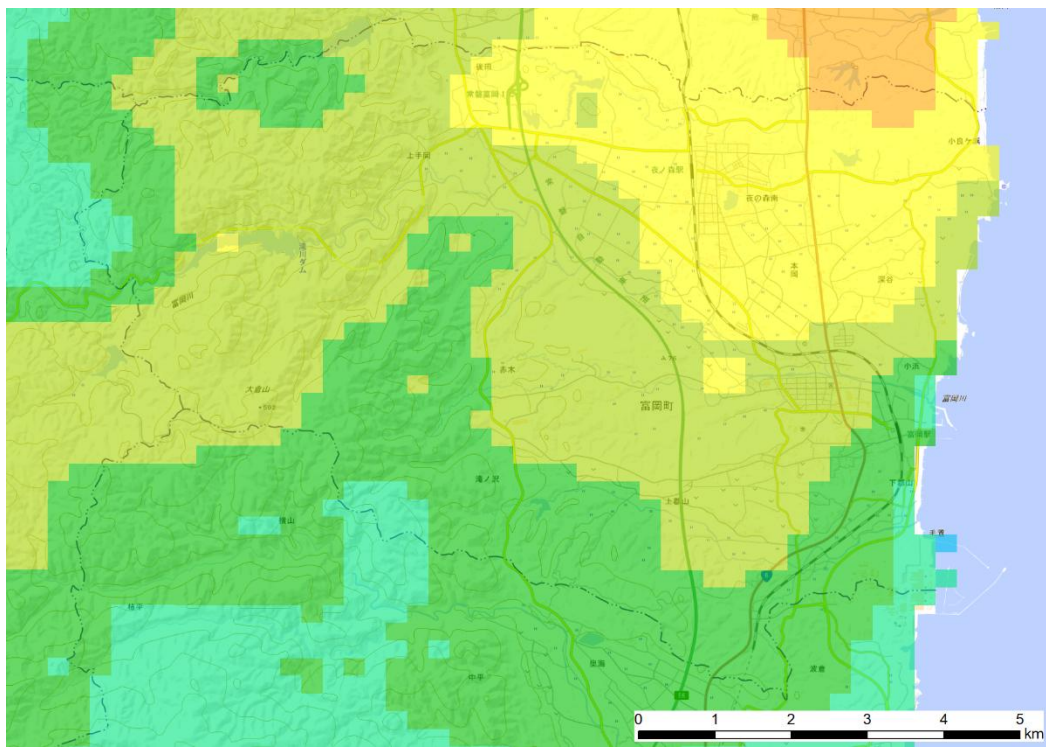
- 平成25（2013）年3月25日
見直し
- ・帰還困難区域（立入禁止）
 - ・居住制限区域（立入緩和）
 - ・避難指示解除準備区域（立入緩和）

- 平成24（2012）年4月1日 時点
- ・警戒区域（立入禁止）
 - ・計画的避難区域（立入禁止）
 - ・居住制限区域（立入緩和）
 - ・避難指示解除準備区域（立入緩和）

【平成23年4月時点】



【平成25年3月時点】



復興ビジョン

第一次

第二次

第二次（後期）

富岡町災害復興ビジョン

平成 24 年 1 月

富岡町災害復興ビジョン策定委員会

- 段階的な帰町に関する考え方
- 帰町までの除染等に関する取組方針
- 町の復興の足がかりをつくる除染の実施と風評被害の撲滅
- 町民のこころを繋ぐサロンの設立

富岡町災害復興計画（第一次）

平成 2 4 年 9 月

富 岡 町

- 安心して帰りたくなる環境を整える
- 安全・安心で新たな魅力をそなえた「ふるさと富岡」をかたちづくる
- 当面帰還できない町民の心身の健康を守り生活を再建する

富岡町
災害復興計画
(第二次)
平成27年6月



- 「町民一人ひとりの“心”の復興」と「町民の心をつなぐ“ふるさと富岡”の復興
- 『帰還する道』・『帰還しない道』・『今は判断できない』町民一人ひとりの意向を尊重

富岡町災害復興計画
(第二次)後期
令和2年3月

- 「人が生き 町が生き 未来がいきる 富岡町」
- 町とつながり続ける環境の充実
- 新たなひとの流れの創出



基本姿勢

どの道を選んでも ふるさとに誇りを感じ
富岡のつながりを保ち続けられる町
これから加わる仲間も 居心地よく親しめる地域をめざして

基本理念1

町民一人ひとりの『心』の復興

☆町民の生活再建と自立を支援し、町とのつながりを持ち続けられる環境を整えます。
☆仲間との笑顔、誇りと自信を心の中に取り戻し、未来の子どもたちに伝えていきます。

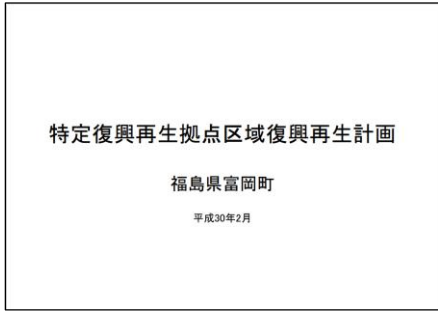
基本理念2

町民の心をつなぐ『ふるさと富岡』の復興

☆町民の心をつなぐふるさと富岡の復旧・復興を図ります。
☆生活・仕事・文化の再生と、将来の発展に向けた魅力ある拠点整備や土地利用を進めていきます。



平成27（2015）年	6月	富岡町災害復興計画（第二次）
	9月	富岡町再生・発展の先駆けアクションプラン ～復興拠点整備計画～
平成28（2016）年	3月	富岡町帰町計画
		富岡町保健・福祉アクションプラン
	9月	富岡町地域防災計画
	10月	人と町とのつながりアクションプラン
平成29（2017）年	2月	農業アクションプラン
	12月	富岡町帰還困難区域再生構想
平成30（2018）年	3月	富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（3/9内閣総理大臣認定）
平成31（2019）年	3月	富岡駅前にぎわいづくりアクションプラン
令和 2（2020）年	3月	富岡町災害復興計画（第二次）後期 富岡町特定復興再生拠点区域 復興再生計画アクションプラン
令和 6（2024）年	2月	富岡町特定帰還居住区域復興再生計画（2/16内閣総理大臣認定）



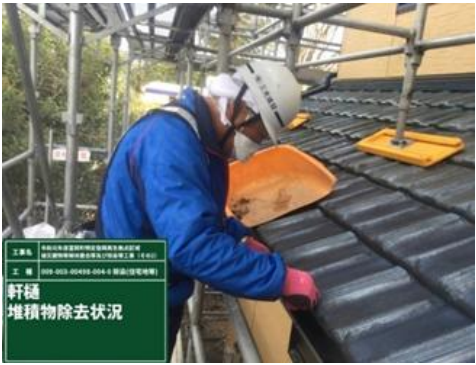


平成29（2017）年4月1日
午前0時00分



区域	面積（約）	震災時人口（約）
帰還困難区域（50mSv/年超）	8.5km ² （12%）	4,800人（30%）
避難指示が解除された区域	60.0km ² （88%）	11,200人（70%）

○環境省直轄による除染



住宅（屋根・雨どい）の除染



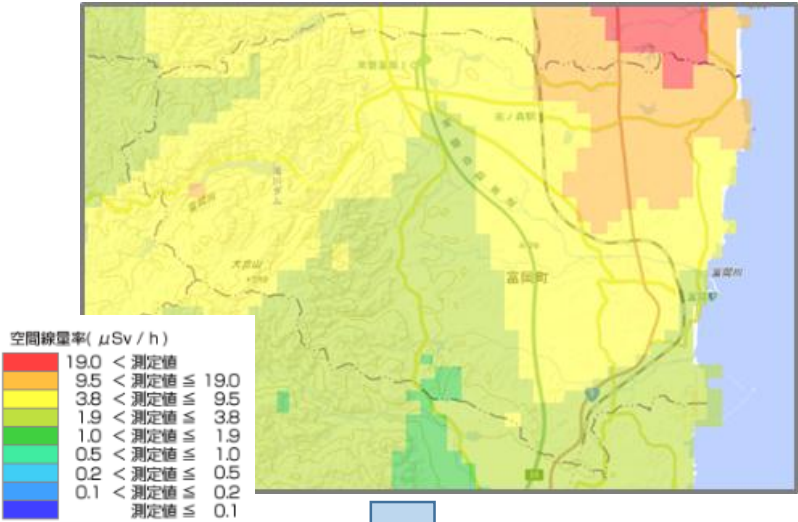
山林の除染（堆積物除去）



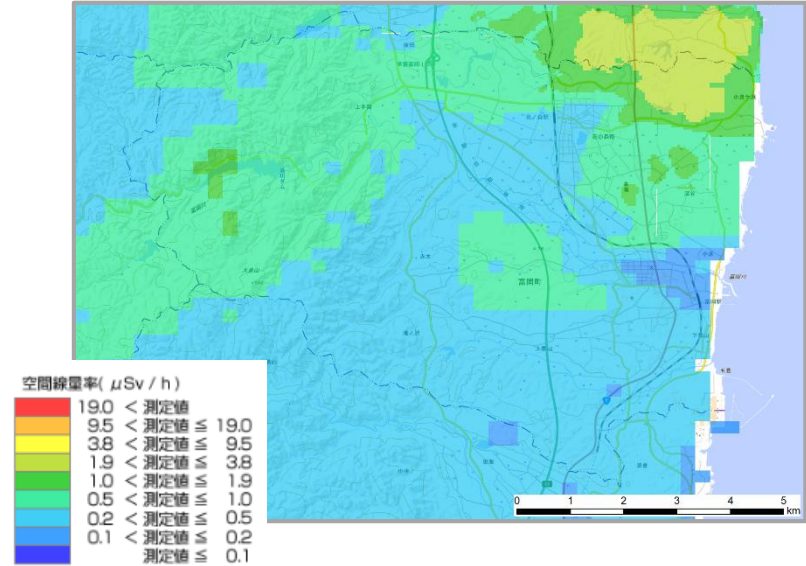
農地の除染（表土剥ぎ取り）

○町内空間線量率の推移
（規制庁 航空機モニタリング）

【平成23年4月】



【令和5年11月】



除染作業＋自然減衰

○放射線リスクコミュニケーション活動



妊産婦向けの車座集会



長崎大学による勉強会



長崎大学の講話

代表的な官公庁

富岡町役場



平成27年10月 一部再開
(保健センター庁舎)



平成29年 3月 本格再開
(本庁舎)

文化交流センター「学びの森」



平成29年 4月 再開

双葉警察署



平成29年 4月 本格再開

福島県富岡合同庁舎



平成29年 3月 業務再開

公共交通

J R 常磐線



平成29年10月
富岡駅⇄竜田駅間再開通



令和2年 3月 全線再開通

バス



平成29年 4月
町内循環バス運行開始
町内デマンドバス運行開始
路線バス運行再開

高速道路



平成27年 3月
常磐自動車道全線開通

買い物環境



平成29年3月
さくらモールとみおかオープン

医療施設

一次医療の一部



二次救急医療



金融機関



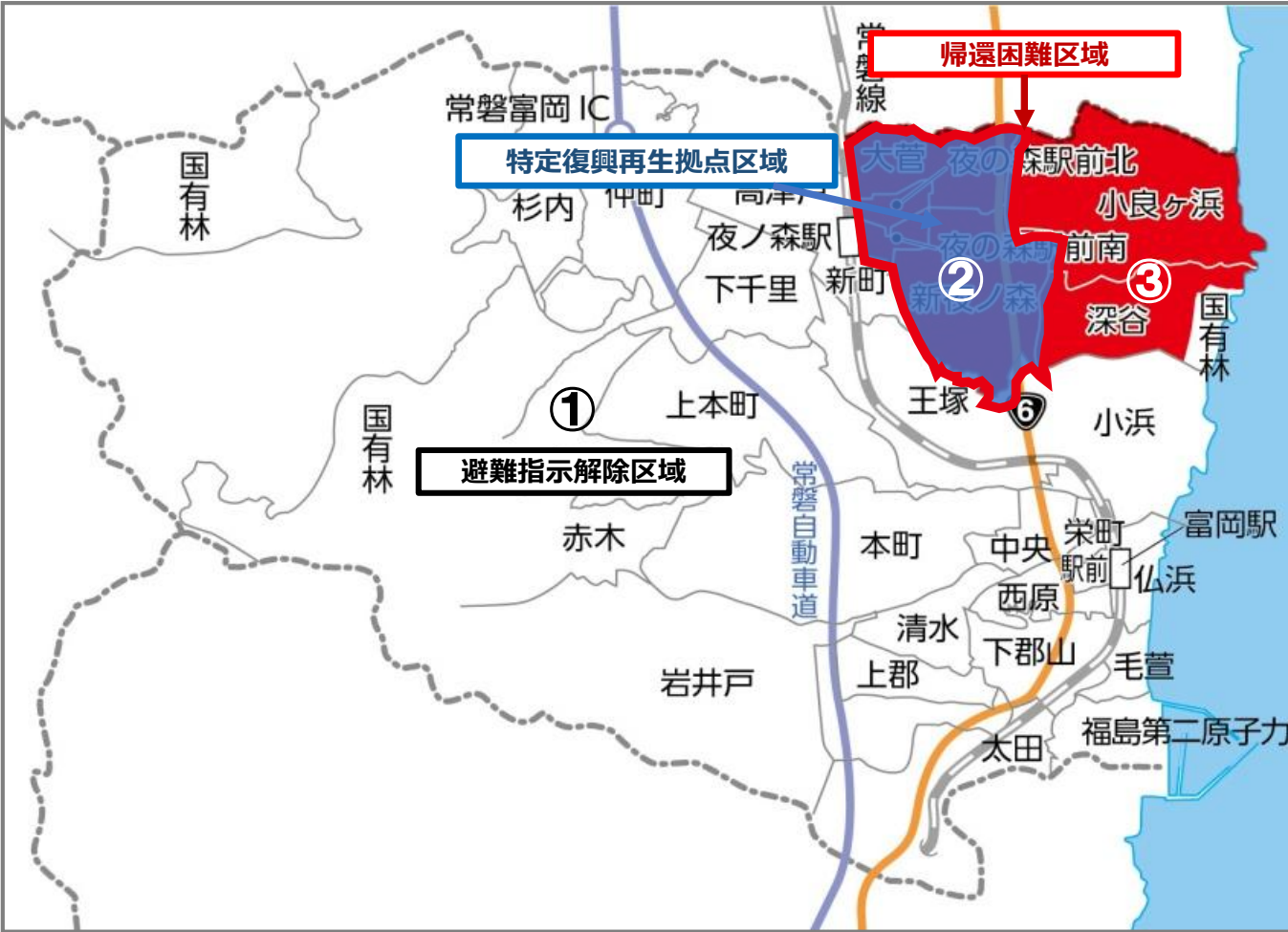
宿泊施設



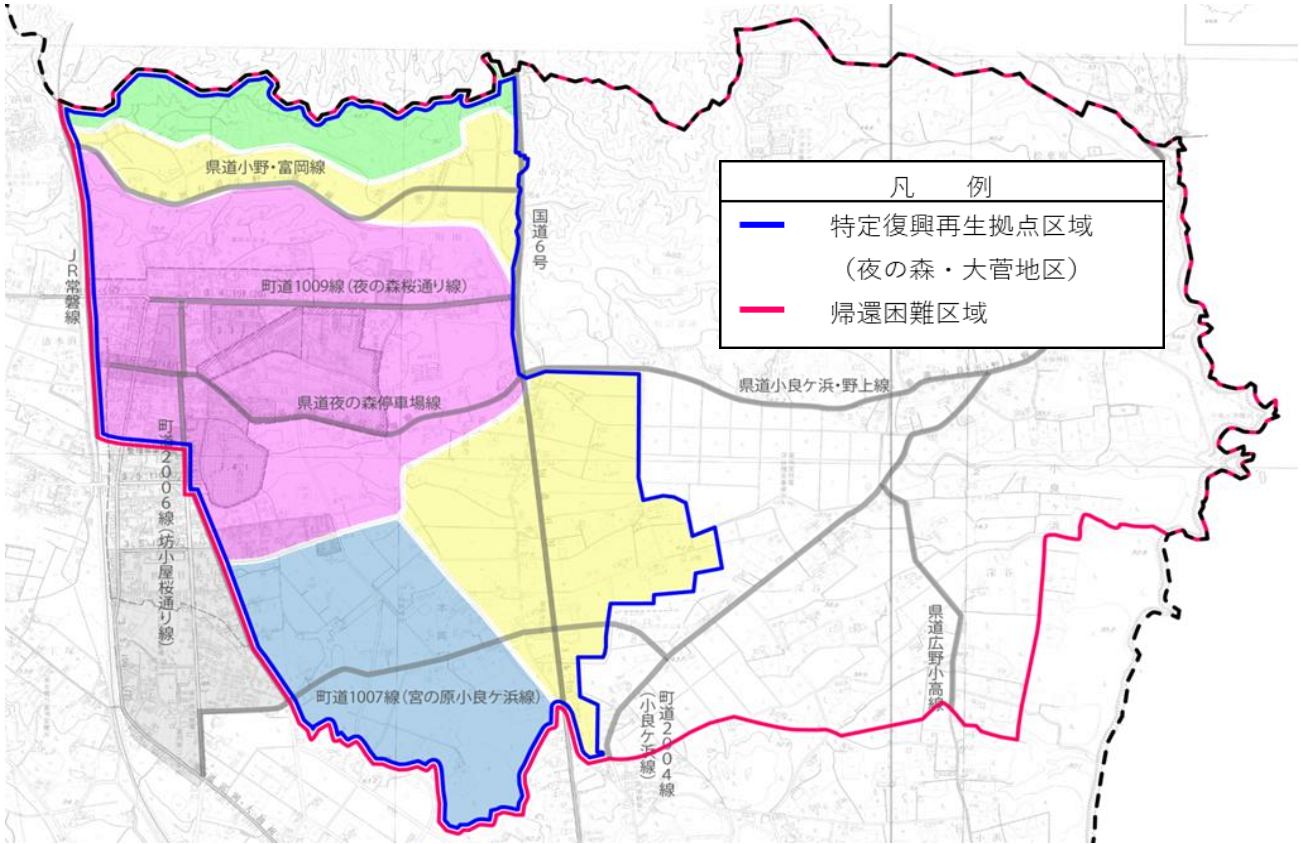
- 平成29（2017）年5月の福島復興再生特別措置法の改正により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。
- 平成30（2018）年3月9日に「富岡町特定復興再生拠点区域（青着色部分）復興再生計画」が内閣総理大臣に認定され、令和5（2023）年春の避難指示解除をめざして除染やインフラ復旧をはじめとする各事業に着手。



当時の夜の森地区の様子



区域	面積	震災当時の人口	世帯	避難指示解除
①避難指示解除区域	約59.9km ² （88世帯）	11,378人（71世帯）	4,364世帯（69世帯）	平成29年4月
②特定復興再生拠点区域	約 3.9km ² （ 6世帯）	3,886人（24世帯）	1,697世帯（27世帯）	令和 5年4月
③②以外の帰還困難区域	約 4.6km ² （ 7世帯）	697人（ 4世帯）	299世帯（ 5世帯）	未定
合計（町全体）	約68.4km ²	15,961人	6,360世帯	—



人と桜の共生ゾーン
 集積されたインフラを基盤とする良好な生活空間と桜をはじめとする四季折々の景観を楽しむ豊かな生活環境を提供する地区をめざす。

沿道型商業活性化ゾーン
 地域住民をはじめ近隣町村の方々に加えて復旧・復興事業に携わる方々の安定した生活と生活利便性の向上のために、既存商業施設の事業再開や拡充、新たな商業施設の立地促進をめざす。

農用地活用ゾーン
 営農再開にとどまることなく、集団営農化や農業法人化などによる新たな農業へのチャレンジ、あるいは、福島イノベーション・コースト構想に結びつく新たな産業集積など、農業を主体としながらも、あらゆる分野における産業が発展できる地域をめざす。

森林再生モデルゾーン
 林業再生に向けた先駆的取組のモデル地区となることをめざし、林業関係団体等との協働による取組を模索する。放射線が及ぼす住民への健康的・精神的負担軽減のためにも、生活圏の緩衝エリアとしての活用も検討する。

■ 計画の概要

認定日	平成30年3月9日
面積	約390㍓(帰還困難区域の約半分)
期間	令和5年5月まで
避難指示解除の目標	令和5年春ごろ
居住人口の目標	約1,600人
事務所数の目標	約50者
営農者数の目標	約10者

■ 計画の意義・目標

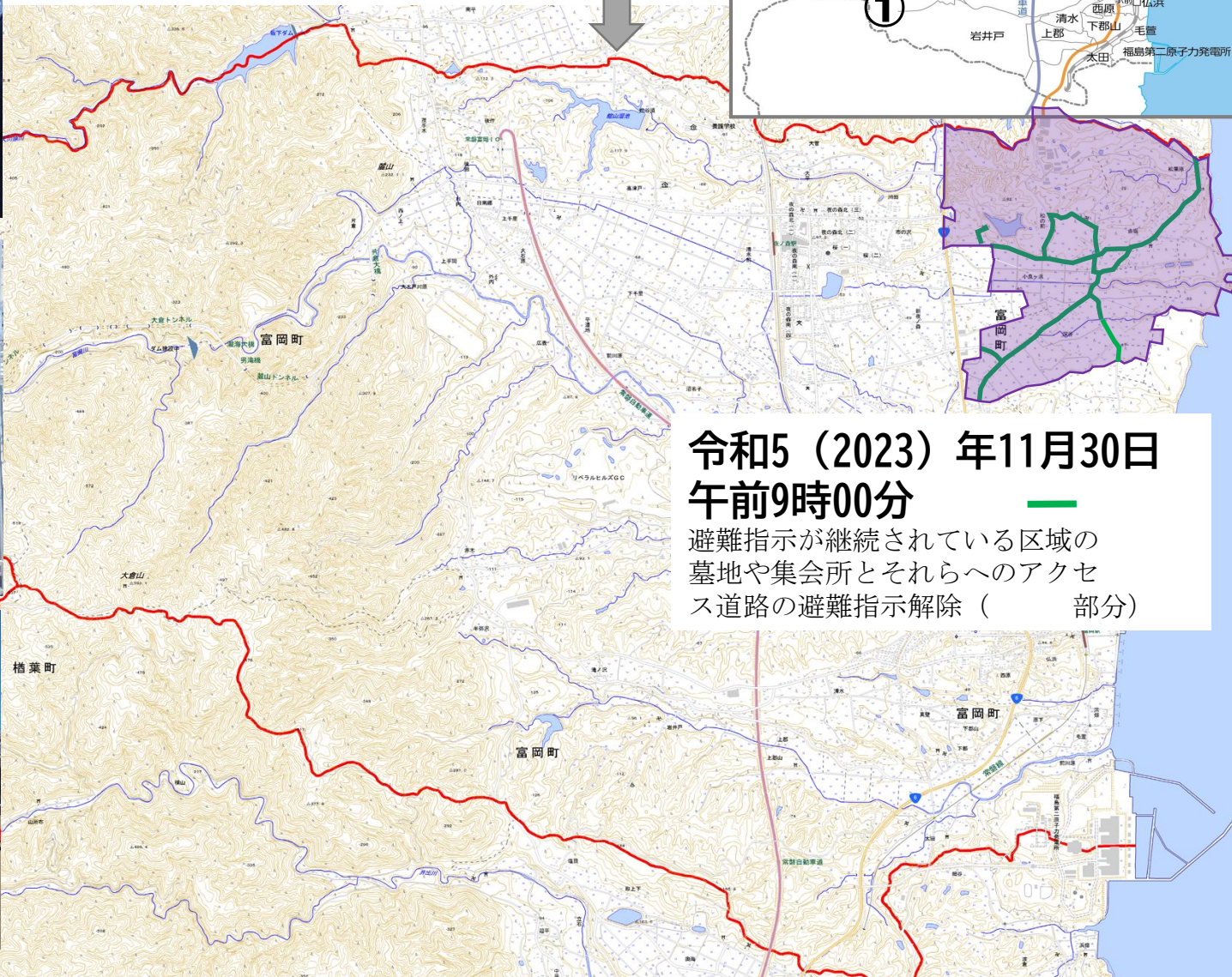
雇用・健康・福祉・教育・農業・交流をキーワードに帰還困難区域再生構想で示した「人と桜の共生ゾーン」、「沿道型商業活性化ゾーン」、「農用地活用ゾーン」、「森林再生モデルゾーン」の復興再生を図るために必要な整備・事業の実施をめざす。



令和5（2023）年4月1日
午前9時00分



令和5（2023）年11月30日
午前9時00分
避難指示が継続されている区域の
墓地や集会所とそれらへのアクセ
ス道路の避難指示解除（部分）



	面積	住民基本台帳登録の世帯数・人口		令和7年4月1日の 居住人口
		平成23年3月11日時点	令和7年4月1日時点	
平成29年4月避難指示解除	5,989ヘクタール (87.6ヘクタール)	4,364世帯・11,378人	4,265世帯・8,175人	1,643世帯・2,357人
令和5年4月避難指示解除	390ヘクタール (5.7ヘクタール)	1,697世帯・3,886人	1,190世帯・2,491人	152世帯・236人
合計	6,379ヘクタール (93.3ヘクタール)	6,061世帯・15,264人	5,455世帯・10,666人	1,795世帯・2,593人
帰還困難区域（避難指示継続中）	460ヘクタール (6.7ヘクタール)	299世帯・697人	213世帯・494人	0世帯・0人
総合計	6,839ヘクタール (100.0ヘクタール)	6,360世帯・15,961人	5,668世帯・11,160人	1,795世帯・2,593人

- 平成29（2017）年5月の福島復興再生特別措置法の改正により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、令和3（2021）年8月に「2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所の除染を進める」という政府方針を決定
- 上記政府方針を実施するため、令和5（2023）年6月の福島復興再生特別措置法の改正により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進

★第1回帰還意向調査の結果

発送部数		322部
世帯数		244世帯
返送世帯数		187世帯
回答	帰還希望あり	92世帯
	宮農意向あり	44世帯
	宮農意向なし	23世帯
	その他	25世帯
	帰還希望なし	46世帯
	保留	49世帯
未回答		57世帯

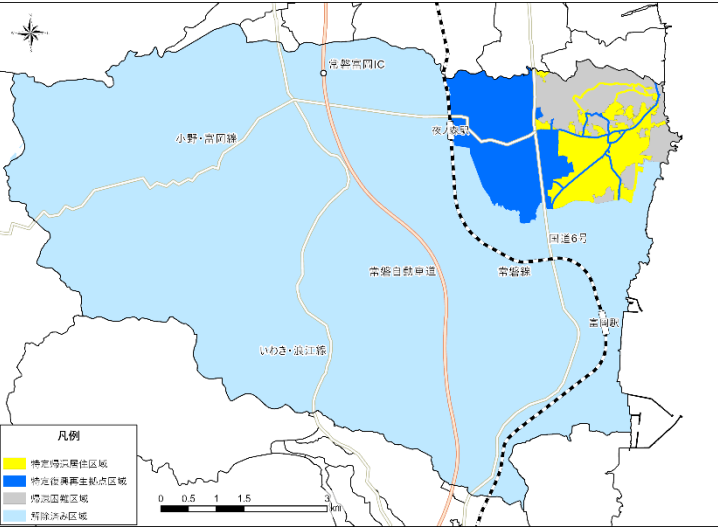
【計画の作成にあたっての町の基本的な考え方】

- (1)「集落内全体の面的な除染」
- (2)「インフラ復旧のための道路を優先とした除染
- (3)「（集落内全体の除染を前提とした）可能な限り早期の集落全体の避難指示解除

町の姿勢は「生活圏全体を除染した上での全域の避難指示解除」に変わりなく、町としての土地利用の考え方を示すなど、引き続き皆さまとの意見交換等を継続中

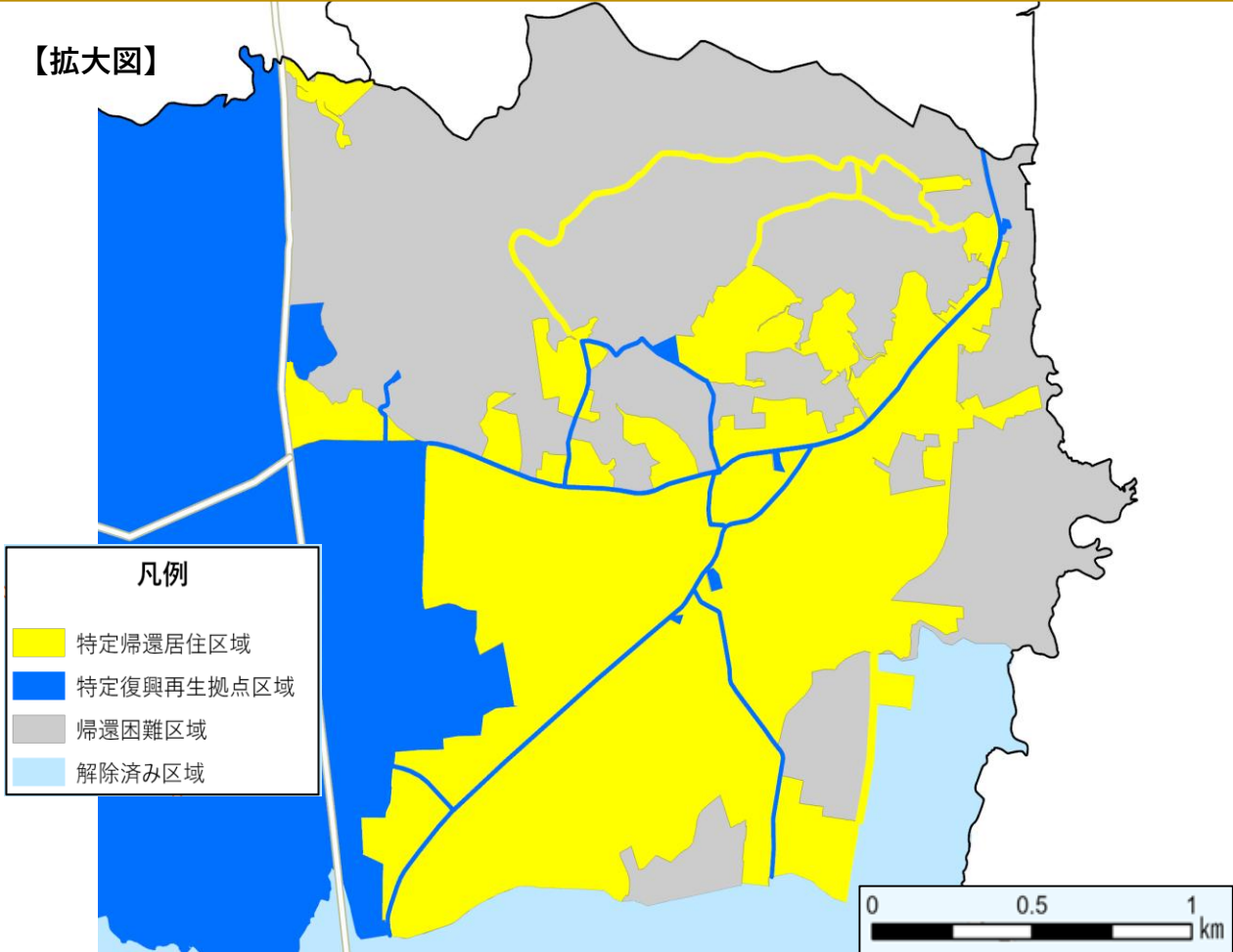


【全体図】



- 認定日 令和6年2月16日
- 今回の設定面積 約220ヘクタール
〔帰還困難区域全体（＝拠点区域外）
面積 約460ヘクタール〕
- 計画期間 ～2029（令和11）年12月31日
※「2020年代をかけて希望する全ての方が帰還できるよう」という政府方針に基づき、計画期間を2029年12月末までとして複数回の帰還意向調査を実施予定

【拡大図】



地域住民の「ふるさとへの切なる想い」

原子力災害は住民の責任ではない。帰還意向により除染範囲を決める制度はおかしいだろう。

→町 これまで5回開催した意見交換会でも同様の声をいただいております、町も全く同じ想いですが、早期の帰還を希望される方もおりますので、町が特定帰還居住区域制度に基づく計画を作成し国の認定を受けました。この制度を活用して避難指示を解除する範囲を少しでも追加するために第2回帰還意向調査のご協力をお願いしているところです。並行して、国が特定帰還居住区域制度の対象外となっている「政府としての残された課題を検討する」としていることについて、早期に地元の意向を踏まえた具体方針を示すことを求める要望を続けてまいります。

→内 今回の第2回帰還意向調査は、2020年代をかけて帰還意向のある方が早期に帰れるよう、ご自宅やその周辺を生活圏として特定帰還居住区域に設定するための根拠にするためにご協力をお願いしており、内閣府としても少しでも区域を広げていきたいと考えています。その上で、特定帰還居住区域の対象とならない箇所について、国として将来的な全域避難指示解除をめざした対応策の検討を進めます。

復興ビジョン

第一次

第二次

第二次（後期）

第三次

富岡町災害復興ビジョン

平成24年1月

富岡町災害復興ビジョン策定委員会

- 段階的な帰町に関する考え方
- 帰町までの除染等に関する取組方針
- 町の復興の足がかりをつくる除染の実施と風評被害の撲滅
- 町民のこころを繋ぐサロンの設立

富岡町災害復興計画（第一次）

平成24年9月

富岡町

- 安心して帰りたいくなる環境を整える
- 安全・安心で新たな魅力をそなえた「ふるさと富岡」をかたちづくる
- 当面帰還できない町民の心身の健康を守り生活を再建する

富岡町災害復興計画（第二次）

平成27年6月

- 「町民一人ひとりの“心”の復興」と「町民の心をつなぐ“ふるさと富岡”の復興
- 『帰還する道・『帰還しない道』・『今は判断できない道』町民一人ひとりの意向を尊重

富岡町災害復興計画（第二次）後期

令和2年3月

- 「人が生き 町が活き未来がいきる富岡町」
- 町とつながり続ける環境の充実
- 新たなひとの流れの創出

富岡町災害復興計画（第三次）

令和7年度（2025年度）→ 令和16年度（2034年度）

【大前提】

- ・避難指示継続区域の早期解除
- ・生活基盤の整備と再生
- 「未来志向の復興・創生」、「つながりの拡大」、「世界に誇れる幸せづくり」
- 令和7年度～令和16年度

重点政策

復興

帰還と移住の促進

富岡を再び
“暮らし”の場として

富岡町の持つ自然、文化、人の魅力を最大限に引き出し、あらゆる方々が健やかに、生き生きと暮らせる町を目指します

富岡町は、豊かな自然、美しい景観、そして力強い歴史と文化に育まれた町です。この魅力を未来へとつなぎ、町全体を元気あふれる新しいステージへ導くために、帰還される方々、移住される方々を温かく迎え、誰もが安心して暮らせる町、暮らしの場として選んでもらえる町を目指していきます。

みんなが活躍できるまちづくり

- 富岡町には、地域全体で人を育む温かい環境がありました。
- 地域の魅力を最大限に活かした活動や新しい団体づくりを応援し、町民一人ひとりが主役となれる環境の整備や、リーダーや担い手を育む仕組みをつくりまします。
- こどもから大人までそれぞれの挑戦を応援し、新しい学びや成長の場を提供するとともに、多様な生き方や働き方の選択肢を広げ、より良い未来を切り拓いていきます。



居心地の良い生活環境づくり

- 富岡町は、双葉郡の中心にある豊かな自然に囲まれた暮らしやすい町です。
- 日常の交流が自然と生まれる場の提供や、地域防災力の強化等による町全体が支え合える安心の仕組みを築きます。
- また、住みやすさを追求した住環境を整備するとともに、余暇を楽しめる施設や活動を充実させ、誰もが快適で心豊かに過ごせるまちを目指します。



花と緑あふれるまちづくり

- 富岡町は、桜や花々が美しく咲き誇る風景が自慢です。
- 桜やツツジの再生や維持管理を進めるとともに、歩きたくなる街並みを創出し、町を訪れる人々との交流を深めます。
- また、観光やイベントを通じて新たなにぎわいを生み出し、地域経済の活性化を図るとともに、未来に向けて、持続可能で美しいまちづくりを実現します。



歴史と文化の継承

- 富岡町の祭りや伝統芸能は、町の誇りです。
- 伝統行事や民族芸能の保存・継承に取り組むとともに、複合災害の記憶を風化させることなく後世に伝えるため、震災遺構や資料の保存・公開を進めます。
- また、町の歴史資源を活かした教育や観光コンテンツを充実させ、町内外の人々が文化と複合災害の教訓にふれあう機会を創出します。



重点政策

創生

交流・関係人口の拡大

つながりが
未来をひらく町へ

富岡町を訪れる目的、関わるきっかけを積極的に作り出し、「富岡町に関わりたい!」と思っていたいただけるような町を目指します

富岡町の未来をより明るく、力強いものにしていくためには、地域内だけでなく、外からのつながりを広げていくことが欠かせません。町に関わる人々が増えることで、新たな活気や可能性が生まれ、町の魅力がさらに高まります。町民、企業、そして外部の方々が一体となって、交流と活力を生み出し、新たな交流・関係人口を創造することで大交流を生み出します。

富岡駅、夜ノ森駅を中心としたにぎわいの創出

- 富岡町には、魅力的な場所と資源があります。
- 駅前エリアを核として、町民、来訪者、そして次世代が共に集い、交流を深める場を提供します。
- また、観光資源の発掘やイベントの開催を通じ、町の魅力を国内外に発信するとともに、豊かな交流と創造が持続的に生まれる場となることを目指します。



地域資源とスポーツを活かしたにぎわい創出

- 富岡町は、豊かな自然と歴史を持ち、多彩な可能性を育んできた町です。
- この特性を活かし、地域資源とスポーツを基軸にしたにぎわいの創出を目指し、多様な交流の場や機会を提供します。
- また、バドミントンなどの多彩なスポーツイベントや合宿機能の充実を通じて、誰もが訪れたい場所となる未来を描きます。



地域ブランド化

- 富岡町には、多彩な魅力と可能性が広がっています。
- 広報媒体やSNSを活用した情報発信を強化するとともに広報体制を構築します。
- また、特産品のブランド化や、町の農林水産業や観光資源を組み合わせた体験活動を展開し、地域の魅力を多様な視点から発信することで、持続可能なブランド力を高め、町の価値を未来へとつなげます。



実証フィールドを活用した実践的教育とビジネスの醸成

- 富岡町は、課題解決の実証フィールドとしての特徴を生かし、教育旅行やフィールドワーク（現地調査）に留まらず、実践的な経験を深められる環境を整備します。
- また、スタートアップの支援と関係する町内企業や町民等との交流を促進することで、互いの理解を深め、新たな価値創造のきっかけを提供します。こうした取り組みを通じて、未来志向の持続可能な地域社会を構築します。



さらなる復興・創生への新たな羅針盤「災害復興計画（第三次）」②

4 計画の体系（骨子）

こちらの内容は、町民の皆さまを対象とした“ワークショップ”で頂いたご意見を基に、公募・推薦による町民と二次計画策定時の委員、関係団体の代表者、役場職員で構成された“検討委員会”で策定した「骨子（計画の要点や核となる事項）」です。

目指すべき姿

町が10年後に
目指す姿

一人ひとりの幸せで
～住むほど、

ふるさとに帰ってきた人がいます。新しく町に仲間入りした人がいます。たくさんの方のそれぞれの思いとともに、いまの富岡町があります。だからこそ、それぞれの声や願いに寄り添いながら、いつまでも健やかに快適に、楽しく幸せの尺度は十人十色ですが、一人ひとりが望む希望や、期待がきちんとそれこそが、未来から求められる富岡町姿だと思います。
「富岡って、やっぱり、いい町だね」。実感してもらえる富岡町を、もう一度

みんなの未来を創る 富岡町
関わるほど、魅力と愛着が湧く町～

町外から関わりをもってくれる人や、町を応援してくれる人もいます。私たちはいつも誰もが“つながりあえる”町を目指します。暮らしていける仕組みや、安心な毎日が当たり前になり、続いていく基盤を整えていきます。叶いみんなが主役で、みんなで幸せをつつとつたちにしていく。

ここからつくります。

基本理念

まちづくりの基本的な
考えや姿勢

● 未来志向の復興・創生

今を生きる人々の営みの回復に全力で取り組みながら、未来を生きる人々にとって魅力的で価値や可能性にあふれる町になれるような生活環境や産業基盤の整備を進めます。

● つながりの拡大

町に関わるすべての人々がつながり支え合うことで、自分らしい希望を叶えるだけではなく、大切を守り抜いてきた町の資産や資源を後世につなげていく原動力にします。

● 世界に誇れる幸せづくり

経済性や合理性だけにとらわれず、一人ひとりが居心地よく幸せを実感できる地域づくりを行い、世界に誇れる地域社会の発展に取り組みます。

共通の視点

テーマ

基本方針

目指すべき姿を
達成するための
具体的な方針

政策

〈連携・協働〉

〈地域性〉

〈環境性〉

〈快適性〉

〈持続性〉

〈経済性〉

地域づくり

人と人、地域がつながり、
多様な人々の活動を
生み出すまち

年齢や地域を超えて人々がつながり、一人ひとりの思いを大切にしながら、誰もが“ずっと住みたい”、“もっと訪れたい”と感じる、笑顔と活力に満ちた幸せなふるさとをみんなで育みます。

ひとづくり

子どもと大人が共に学び・育ち、
文化が育まれるまち

自分らしい人生を送れるように、富岡らしい豊かな価値が芽吹くように、子どもから大人まで「学習する」「体験する」機会を充実させ、一人ひとりが成長するきっかけを創出します。

くらしづくり

快適で安全・安心に
暮らせるまち

環境的・機能的に心地よく穏やかに安心して過ごせる生活環境づくりを進めながら、富岡町が誇る美しい自然や街並みを取り戻すと同時に、かつての充実した都市機能の回復をはじめとする町内生活環境の再生に取り組みます。

健康づくり

心も体も健康で、みんなが社会と
つながりながら元気に生き生きと
暮らせるまち

全世代が心と体を健やかに保つための医療・福祉体制の充実に加えて、運動の励行や食生活の改善などの健康増進の取り組みを推進して、快適で充実した日常生活をサポートします。

しごとづくり

多様な産業が発展し、
みんなが笑顔で働くまち

人材の定着や賑わいの創出をもたらす取り組みを民間企業や関係機関と連携しながら実践しつつ、町内での起業支援も充実させて富岡らしさと新しさを“富む”経済や産業の創出を行います。

帰還と移住・定住の促進

ふるさと富岡とのつながりの
継続・確保

交流人口・関係人口の拡大

コミュニティの再構築・活性化

歴史・文化の保護・継承・活用

子どもの居場所づくり、
子育て環境の充実

教育環境の充実・確保

生涯学習・スポーツ・
文化芸術の振興

人権の尊重・男女共同参画・
多文化共生の推進

生活環境のさらなる充実

除染による安全・安心の確保

避難指示継続区域の復旧・復興

防災・防犯・防火対策

環境美化・自然環境の保全・活用

広報力・広聴力の強化

デジタル化・行政DXの推進

心身の健康づくりの推進

地域医療・介護・福祉の推進

放射線による健康不安対策

産業の振興・雇用の確保

起業支援、チャレンジ応援

まちの賑わいづくり

農林水産業の振興

土地利用構想

地域性や町全体の課題を踏まえ、これからの町の姿を考えました。

※各ゾーンは、第二次計画の土地利用構想を基礎として、各地域の特性や現状を踏まえて見直しを行いました。

「最先端技術を用いた持続可能な農業の推進」

- スマート農業を推進し、環境や景観の保全による土地利用型農業を推進
- 常磐富岡インターチェンジを活用し、人やモノの流れを活性化
- 周辺地域との連携を強化し、交通の要所としての位置づけを強化

「自然と共生する快適な居住空間と新たな産業の創出」

- 桜並木や都市公園などの恵まれた自然環境を活かし、多様なニーズに対応した住宅地の整備を推進
- 中核拠点施設や都市公園等の利活用による快適で魅力的な生活空間を創出
- 国道6号沿線に整備する富岡第二産業団地（仮称）を整備し、周辺農地や住宅地と調和した新たな産業拠点として地域の発展を牽引

「次世代型農業と環境技術が融合する先進的産業エリア」

- 町内全域の避難指示解除へ向けた取り組みを推進
- 先進的な技術を活用した農業振興や環境関連産業を集積
- スマート農業の実証実験拠点や、富岡第二産業団地（仮称）と関連産業の拠点としての活用を促進
- 自然と調和した住宅整備を検討

「行政、健康、学びが融合する複合文化拠点」

- 行政サービスと廃炉などの研究機関、医療機関との連携を強化
- スポーツ施設や文化施設の活用を促進し、健康増進を兼ねたスポーツ振興や歴史・文化の継承、スポーツイベントの開催など交流人口を拡大
- 農業関連施設を活用し、基幹産業の振興を推進

自然と芸術・観光共生ゾーン

観光・交流周遊ゾーン

スポーツ・歴史文化教育・農業振興ゾーン

駅前・市街地活性化ゾーン

産業イノベーション共創ゾーン

自然・文化共生活用ゾーン

農地の再生活用・交通拠点ゾーン

「伝統文化と自然環境との調和・共生」

- 伝統文化資源と自然環境の融合を図り文化的景観を創造
- 自然を活用した観光・教育の場を提供し、魅力的な地域を形成

「イノベーション（技術革新）と地域資源の融合による新産業創出」「共存共栄していく産業構造の創出」

- 富岡工業団地や富岡産業団地を核に、先端技術企業の誘致を推進し産業基盤を強化
- 農地利活用や基盤整備による農業と産業の相互発展を推進

「活気あふれる生活・交流の中心地」・「にぎわいと革新が交差する新たな都市核」

- JR富岡駅前ににぎわい拠点を創出し、サテライトオフィスの活用など、チャレンジしやすい環境整備を促進
- 多様なモビリティサービスの導入による駅前を通じたゾーン間の回遊性向上やグリーンインフラの導入など魅力的な生活環境を整備

「自然の恵みと創造性が織りなす魅力的な新たな観光拠点」

- 文化芸術と自然が調和する特色ある観光エリアを創造
- ランニングやサイクリングコースを整備し、健康増進と観光振興を促進

※この土地利用構想図は、長期的なまちづくりの方向性を示す基本的な指針であり、具体的な土地利用の判断にあたっては、個別の状況や関係法令、各種計画、アクションプランなどを総合的に勘案し、対応するものです。そのため最終的な判断を拘束・誘因するものではありません。

駅前・市街地活性化ゾーンと自然と芸術・観光

共生ゾーンが一体となった快適な空間づくり

(1)新たな産業の集積による雇用の創出
【富岡産業団地の整備と企業誘致】



【富岡産業団地の概要】

規模：約35^{ヘクタール}
（うち、産業用地約21^{ヘクタール}）
※特例工業団地に指定

交通：国道6号沿い
常磐自動車道
常磐富岡IC 約9.0km
ならはスマートIC 約5.5km

鉄道：JR常磐線富岡駅 約2.0km

港湾：小名浜港 約50km
相馬港 約70km

●全 体 24区画・22.2^{ヘクタール}

●立地決定 14社 ・18.6^{ヘクタール}

●操業開始 11社
（製造業、自動車整備業、
運輸業など）

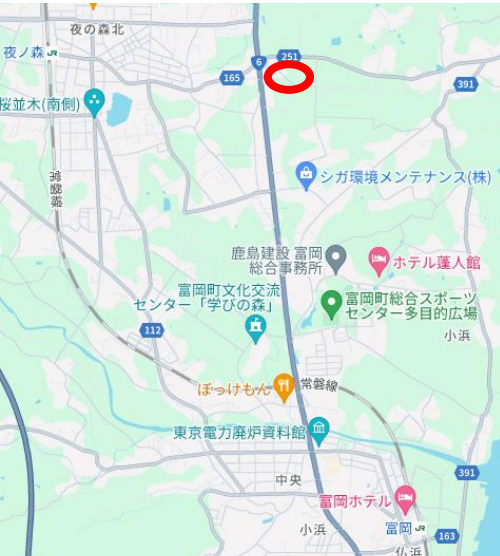
※令和7年4月時点

進出企業情報





(2)働く場の確保と企業誘致の一層の推進
【（仮称）富岡第二産業団地の整備に着手】



●位置

令和5年4月の避難指示解除区域のうち国道6号以東

●地目

主に農用地

●面積

17^{ヘクタール}程度

●予定（現時点）

令和10年度供用開始
（令和9年度に一部先行供用開始）

【現在の進捗と今後の予定】

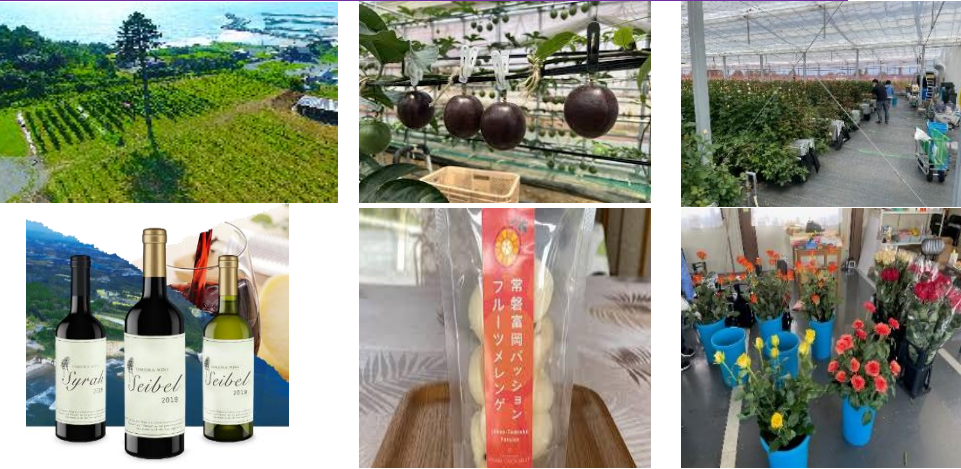
- 令和5年度に「（仮称）富岡第二産業団地」に関わる基本計画や不動産鑑定調査、管網調査などに着手
- これまでの経験を活かしながら、新たな企業誘致に取り組む「企業誘致戦略」を検討中
- 政府が定めた「第2期復興・創生期間（令和3年度から令和7年度までの5年間）」を超える整備となることから、国との財源調整・協議中

(3)移住定住施策と連動した新規就農者の確保・育成【令和2年度開始】

- ①町外農業法人の町内参入への支援
補助率1/2、上限1,000万円
- ②町内での新規就農者への支援
生活費助成10万円/月+家賃助成上限7万円/月（最大2年間）
MAX408万円の支援
- ③町内での農業研修者への支援
生活費助成6万円/月+家賃助成上限5万円/月（最大2年間）
MAX264万円の支援
- ④農業地域おこし協力隊
総務省制度を活用、給与21万円/月、福利厚生制度あり、
農業を軸とした地域活動（六次化や特産品化を含む）により移住定住を促進

※実績（活用中含む） ①0件、②1件、③3件、④2件

(5)新たな農業へのチャレンジを支援



- ①震災後に取り組み始めた「とみおかワイン栽培」収益化をめざして奮闘中！
- ②新たな6次化産業「パッションフルーツ」新商品を続々展開中！
- ③桜、ツツジに次ぐ観光資源をめざしバラ栽培に挑戦中！

(4)農業用施設の整備

- 【カントリーエレベーター】
 - ・150㌧規模の米の乾燥・貯蔵施設
 - ・令和4産米から稼働
 - ・管理運営者：JA福島さくら
- 【野菜類（タマネギ等）集出荷施設】
 - ・80㌧規模のタマネギの乾燥・貯蔵施設
 - ・令和6年春稼働
 - ・管理運営者：JA福島さくら



※令和6年産実績

	水稻	その他	合計
町内農業者など	18件 110.6㌧	18件 106.0㌧	36件 216.6㌧
町外農業法人	4件 37.6㌧	9件 39.4㌧	13件 77.0㌧
合計	22件 148.2㌧	27件 145.4㌧	49件 293.6㌧

(6)その他農林水産業の再興



富岡漁港への漁船帰港（左）と新たに整備した漁具倉庫



地元の新鮮な野菜や町内の農作物を活用した六次化商品などを販売する「富岡町観光案内所」（JR富岡駅前）

重点施策②～帰還と移住の促進～

(1)公共交通の運行

①デマンドバス

- 月・水・金・土の9:00-17:00
- 指定されたエリアでの乗車又は降車

②町内循環路線バス

- 祝日を除く月～土曜日
- 3便/午前、3便/午後の計6便/日

③路線バス

- 富岡－いわき
(運休：日・祝)
- 富岡－川内
(運休：土・日・祝)
- 富岡－浪江
(運休：土・日・祝)

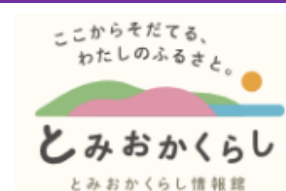


デマンドバス

※令和6年度実績

- ・デマンドバス 209日・のべ7,551人
- ・町内循環バス 291日・のべ1,024人

(2)移住相談窓口・お試し住宅「とみおかくらし情報館」の運営



※実績

(令和7年3月時点)

- ・来館者1,479人
- ・お試し住宅135人
(移住実績12人)



利用対象者



町外に住所を有している方、
町への移住を検討している方、
町との交流・関係人口の創出が見込まれる方など

利用人数

利用期間

利用料

最大6人

5日以内

無料(食費、交通費、消耗品費などは自己負担)

(3)住環境の提供～帰還者・移住者向け住宅の整備～

名称	住所	戸数	空室	摘要
● 曲田第1団地	中央3丁目 地内	64戸	8戸	帰還者向け
▲ 曲田第2団地	曲田2番地	40戸	6戸	帰還者向け
● 栄町団地	大字小浜字中央583	50戸	5戸	帰還者向け
● 上の町団地	大字小浜字中央466-1	24戸	2戸	移住定住向け
● レジデンス反町	曲田53番地	4戸	0戸	移住定住向け
● 大膳町団地	大字小浜字大膳町220-4他	14戸	3戸	移住定住向け
● 王塚第2団地	大字本岡字王塚391-51他	12戸	1戸	
● 王塚第3団地	大字本岡字王塚519-1	4戸	0戸	
● 新田団地	大字本岡字新夜ノ森717	36戸	15戸	

●ペット可の団地、▲一部ペット可の団地

富岡町移住相談窓口「とみおかくらし情報館」

☎0240-23-6983

【営業時間】午前9時00分～午後5時00分



曲田第1団地



曲田第2団地

(4)定住化促進対策住宅補助事業

- 町内に10年以上定住する方へ「住宅の取得費用」又は「リフォーム代」の一部を支援
- 「補助対象経費の15%」又は「300万円」のいずれか低い額



※令和6年度実績

44件・1億888万円

※累計実績

337件・7億4,889万円

重点施策②～帰還と移住の促進～

(5)共生サポートセンター「さくらの郷」の運営



特別養護老人ホーム『桜の園』とカフェやフィットネスジムを併設する『トータルサポートセンターとみおか』を整備し、福祉と介護の拠点とすることはもとより、利用者間の交流の場として、令和4年4月に運用を開始

- ◆特別養護老人ホーム『桜の園』
定員50名
(入所48床、ショートステイ2床)
- ◆『トータルサポートセンターとみおか』
フィットネスジム、カフェ、会議室、
多目的ワークショップルームなど

※入所者
(令和7年3月時点)
28人



(6)教育施設等利用者への宿泊費の補助

町の教育施設（総合スポーツセンターや文化交流センター、学校など）を利用して町内での宿泊を伴う合宿や研修を実施する団体等に対し宿泊料の一部を補助

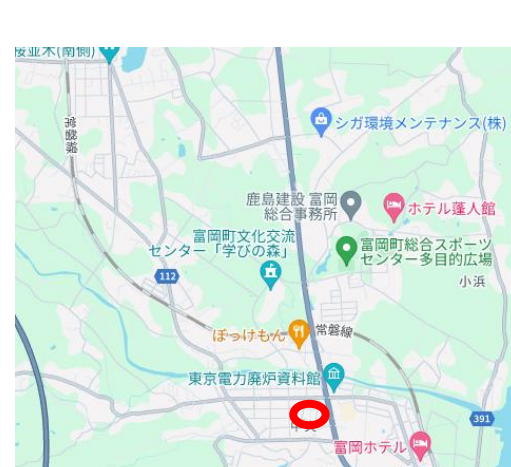
【補助金額】 2,000円/1人・1泊



※令和6年度実績
2,849件（泊）

(7)サテライトオフィス「とみおかワーキングベース」の運営

- 新たな町民の移住定住の促進や交流・関係人口の拡大などによる新たな活力をとoshした復興・再生のさらなる加速化を図るため、オープンイノベーションの拠点として、令和5年9月にサテライトオフィス「とみおかワーキングベース」を開所
- 「とみおかワーキングアプリ」を運用し当町が抱える課題解決を試みるスタートアップ（ベンチャー、大学など）中小企業と実績豊富な大企業をマッチングし事業化をめざす取組



(1)小中併設型 富岡小学校・富岡中学校

小・中学生が同じ校舎で学ぶことにより多世代教育のメリットあり。義務教育9年間を一連の流れと捉えることで、授業の質的向上と連携の強化に努める。

- ◆スクールバス運行
全児童・生徒を対象としスクールバスを運行
- ◆教育費の無償化
町内の学校に通う児童・生徒へ就学援助費を支援
(給食費、新入学生徒学用品費、学用品費、修学旅行費、校外活動費など)



- ◆プロの転校生が日常を共にする『教えない教育Pinsプロジェクト』
各界の専門家を転校生として招き、プロの転校生と過ごす日常生活の中で子どもたちの洞察力や発想力を養う事業



芸術家の三原聡一郎さんを招いた『教えない教育PinSプロジェクト』

※こどもの数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
こども園	5人	17人	27人	47人	60人	65人	63人	60人
小学校	13人	16人	24人	29人	35人	46人	61人	77人
中学校	4人	10人	12人	19人	21人	21人	20人	22人

※(参考)震災前 幼稚園児 215人、 保育所幼児 245人、
小学校児童 937人、 中学校生徒 550人、
富岡高校生徒 314人

(2)幼保連携型認定こども園 にこにここども園

未来を担う「人づくり」のため、町内にある唯一の幼児教育・保育施設として、子どもの教育、保育、子育て支援を一体的に行い、子どもたちの可能性を育む。



(3)放課後児童クラブ事業と新施設の開所

- 児童へ遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図るとともに、子育て世帯を力強く支援するために放課後児童クラブ事業を実施
- 子どもたちの健やかな成長と保護者が安心できる子育て環境を整え移住定住の促進を図る恒久施設の整備が完了し、令和6年4月に開所



令和6年3月に完成した恒久施設



放課後児童クラブで過ごす児童の様子

※登録者数
(令和7年4月
時点)
44人

(4)富岡町地域交流館 富岡わんぱくパーク【子育て支援施設】

- 子育て支援の拠点として、子どもの体力向上や運動不足の解消及び子育て世代の交流を図る施設
- 子どもたちの遊びの案内人として「プレイリーダー」を配置し、自ら遊びたいという子どもの気持ちを大事にサポート



令和3年3月 オープン
開館時間：10:00～18:00
休館日：毎週火曜日と年末年始
(火曜日が祝日の場合は水曜日)



※利用実績

- ・2,400人/月 (平均)
- ・累計9.8万人

(5)児童出産記念手当

町内に1年以上住所を有している方が出産した場合に支給

	第1子	第2子	第3子以降
支給額	5万円	5万円	20万円

※令和6年度実績
第1子 13件/第2子 9件/第3子以降 11件

(6)子育て世帯支援奨励金

将来の町を担う世代を育てる世帯を力強く支援するため、町内に居住する子育て世帯に対して奨励金を支給

定住に関する奨励金	子育てに関する奨励金
30万円/世帯 (1回限り)	中学3年生まで1人あたり1.5万円/月 (最長3年間)

※令和6年度実績

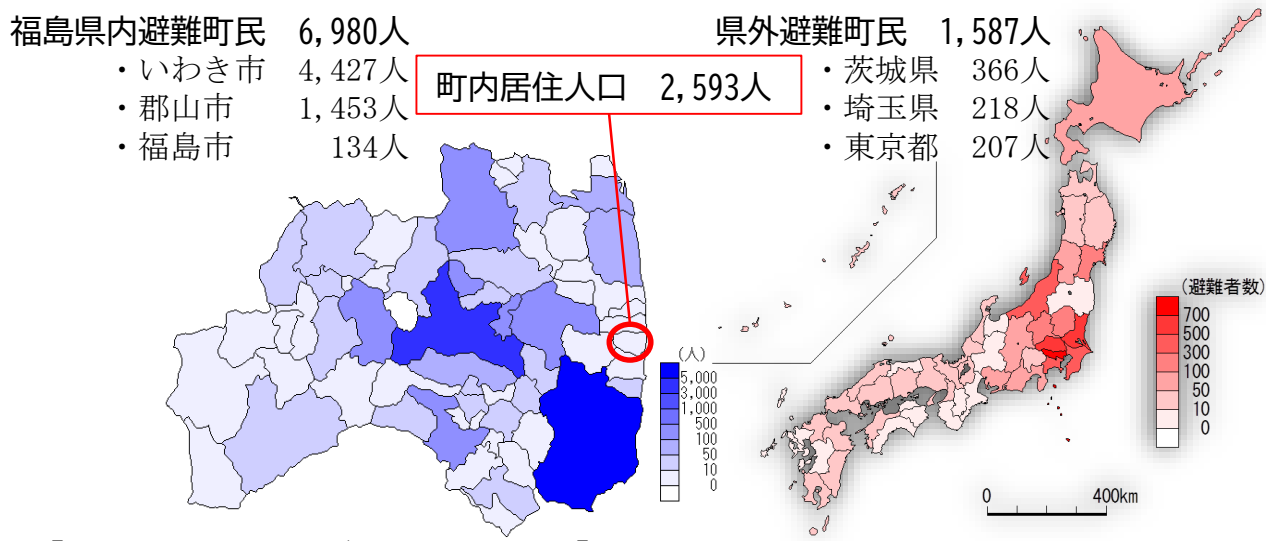
- ・定住 29件
- ・子育て 60件



長期避難に伴う町外生活の継続

※令和7年4月1日現在

※住民基本台帳（震災前比）
○人口 15,961人→**11,160人**（△4,801人）
○世帯 6,360世帯→**5,668世帯**（△692世帯）



【町外生活を継続せざるを得ない理由】

- 子や孫の教育環境、親などの介護・福祉関係など、現在の居住地での生活基盤が形成されたから
- 町内での医療・介護・福祉サービスに不安があるから
- 周囲・近所の町民が帰還しないから

風化と風評

- 震災・原発事故及び長期避難開始から14年超の年月・・・時の経過による『風化』
- 世界にも類を見ない原子力災害の被災・・・誤った情報とその拡散による『風評』

町内の生活環境



家屋解体が進む町内



増加する太陽光発電設備

【町内の現状】

- 長期間の立入り禁止などにより管理困難となった家屋解体の進行
- 解体後の更地への太陽光発電設備の設置の増加
- 遠方避難継続に伴う自身での管理が困難なための土地の荒廃

【町内生活環境の課題】

- 商業施設、教育施設、医療機関、金融機関、公共交通網など、**生活に不可欠な機能の充足**
- 衣料品店、クリーニング店、書店、塾、**娯楽施設の再開が困難**（居住人口の未回復）



- ・ 帰還 39.6パーセント
- ・ 転入 60.4パーセント

- ・富岡地区（H29解除） 91.4^{パーセント}
- ・夜の森地区（R5解除） 8.6^{パーセント}

- ・ 男性 62.9^{パーセント}
- ・ 女性 37.1^{パーセント}

- ・ 50歳代 16.9^{パーセント}
- ・ 30歳代 14.1^{パーセント}
- ・ 60歳代 13.7^{パーセント}
- ・ 20歳代 12.8^{パーセント}
- ・ 40歳代 12.7^{パーセント}

帰還したくても帰還できない町民が非常に多い

【帰還できない理由】

- 避難先で生活基盤が形成されてしまったため（子や孫の教育環境、親の介護・福祉など）
- 町内及び近隣の医療機関に不安があるため
- 生活に不可欠な機能（医療・福祉、商業、教育・子育て、金融、公共交通など）が十分でないため
- 町内生活の利便性が低いため（衣料品店、クリーニング店、書店、塾、娯楽施設、運転代行などがない）

事業者による事業再開や創業が困難

【困難な理由】

- 町外（避難先）で事業を再開しているため
- 震災前の人口規模に戻っておらず、採算の見通しが不透明なため



「負のスパイラル」状態

従前（震災前）の地域活動等が至極困難

- ❖行政区による環境美化や地元農業者による土地改良施設の維持管理など、本来、**地域住民が主体となっていて行われる活動**について、**帰還できない町民が多いことから非常に困難な状態**
- ❖このため、町が国の復興財源を活用して実施中
- ❖**帰還できない町民が多い理由は、長期にわたる全町避難**を余儀なくされたため
- ❖国は**長期にわたる全町避難の原因が原子力災害**であることを再認識いただき、被災地の復興に責任を持ち**被災者及び地元自治体に寄り添った施策を構築・実行するよう、強く求める！**

充実した都市機能の町だった故の厳しさ

- ◎避難を余儀なくされた町民（従来の町民）にとっては、町外で生活基盤が形成されたことに加え、「まだまだ以前の富岡町には程遠い」ので、帰還したくても帰還できない
 - ◎行政にとっては、震災前の1.6万人規模の生活インフラを維持管理することが非常に困難
- 【再掲】国は**長期にわたる全町避難の原因が原子力災害**であることを再認識いただき、被災地の復興に責任を持ち**被災者及び地元自治体に寄り添った施策を構築・実行するよう、強く求める！**

- この地に人がいなくなり、当町の人口規模が震災前の15%に留まっているのは、原子力政策を推進してきた国の責任
- 福島復興再生特別措置法に明記されているとおり「原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた被災地の復興・再生は、原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえて行われるべき」が大前提
 - しかしながら、「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」や「政府の令和6年秋の行政評価レビュー」において、復興事業が構築された経緯や、町が事業を実施せざるを得ない要因が欠落している議論が展開されており、理解に苦しむ（一種の風化であると認識）
 - 当町は「ようやく本格復興のスタートラインに立った」段階であり、今後も国が前面に立ち、被災者・被災地を継続して支援する姿勢を崩さないことを強く要望中

生活の
利便性向上

- ・企業や店舗の誘致、町内への出店・創業等への支援（日用品店や飲食店等の充実、未再開サービス（書店、クリーニング店、運転代行など）の再開）
- ・あらゆる世代が暮らしやすい生活環境の充実（医療、介護・福祉、教育・子育てなど）
- ・利用しやすい公共交通の整備（自治体縦横断型など「必要な人」が「必要なとき」に利用できる交通網）

帰還・移住・定住の
促進

- ・空き地・空き家の利活用促進などによる多様なニーズに応じた住まいの確保（ペット、外国人、家賃相場など）
- ・着実な復興の歩みや町内生活環境の状況、帰還者・移住者への各種支援メニューの情報発信の強化
- ・とみおか暮らし情報館・お試し住宅における移住相談受入態勢の強化

夜の森地区の
復興・創生

- ・リフレ富岡跡地への夜の森地区中核拠点施設の整備
- ・夜の森地区におけるにぎわいの復活
- ・都市公園（夜の森公園、夜の森つつみ公園）やJR夜ノ森駅を活かしたまちづくり

避難指示継続区域の
再生

- ・早期の町内全域避難指示解除に向けた国との協議（国の「政府としての残された課題」具体方針の早期明示など）
- ・特定帰還居住区域の着実な復旧整備（迅速かつ丁寧な除染、除染の進捗に応じたインフラ復旧など）
- ・地域住民との意見交換会の継続的な開催

産業の
振興

- ・富岡産業団地への企業誘致の継続、（仮称）富岡第二産業団地の整備によるさらなる雇用の確保
- ・町内で安心して働ける住環境の確保
- ・サテライトオフィス「とみおかワーキングベース」を起点としたオープンイノベーションの推進
- ・営農再開支援や新規担い手の確保・育成、農業基盤整備事業などソフト・ハード両面による基幹産業「農業」の振興

新たな
復興需要

- ・復興ステージの異なる地域（平成29年避難指示解除区域、令和5年避難指示解除区域、避難指示継続区域）の混在
- ・あらゆる分野における人材の不足
- ・復興事業従事者の減少など町内居住者の著しい増加がないことによる医療機関等の経営状況（赤字）
- ・県立富岡高等学校の再開や利活用などに関する議論の開始（町も桜風寮（町有施設）の今後を検討したい）

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣の認定並びに当該認定を受けた福島復興再生計画に基づく避難解除等区域の復興及び再生並びに原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆きずなの維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 原子力災害からの福島復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならない。
- 4 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島の地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない。
- 5 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、原子力災害からの福島復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない。

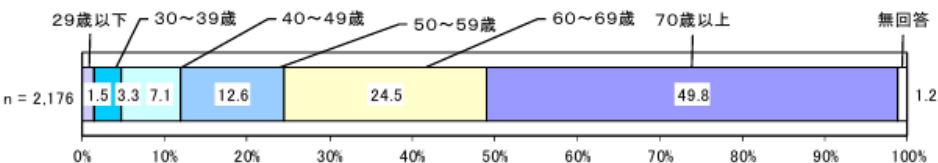
(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

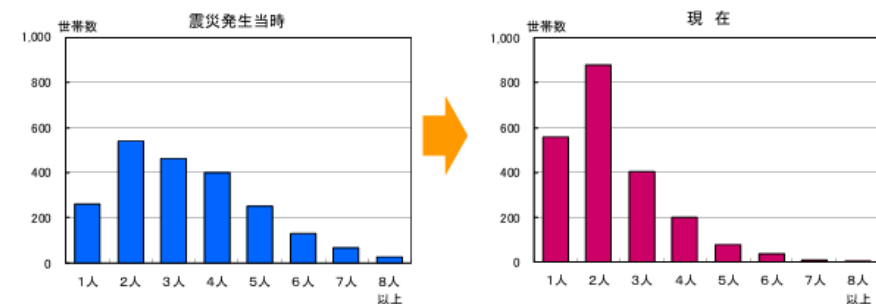
調査の概要

- 1 調査対象：世帯の代表者（5,829世帯）
- 2 調査時期：令和6年9月2日～9月23日
- 3 調査方法：郵送及びWEB
- 4 回答者数：2,176世帯（37.3パーセント）

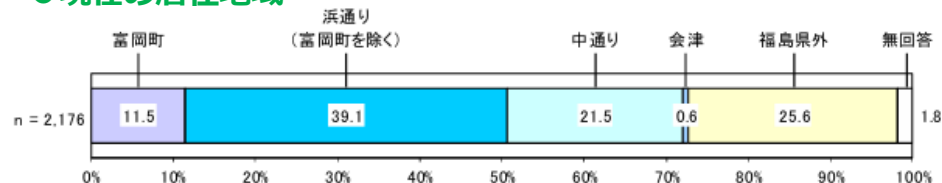
●回答者の年代



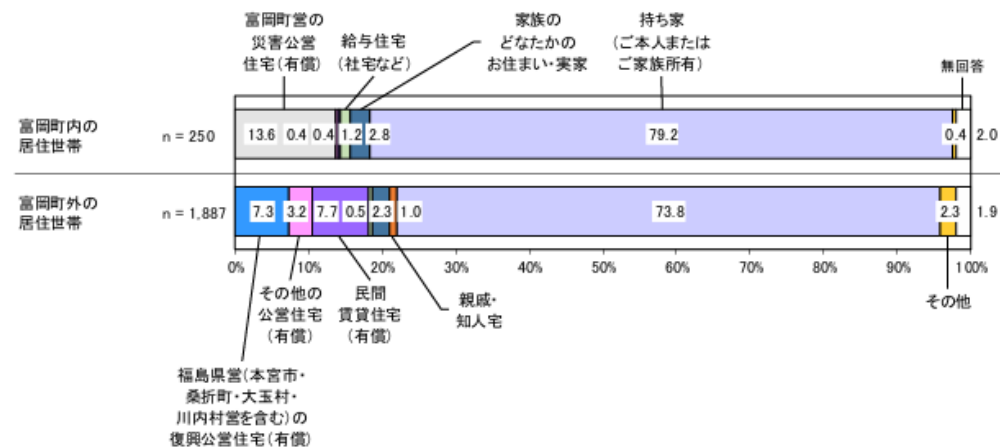
●世帯人数



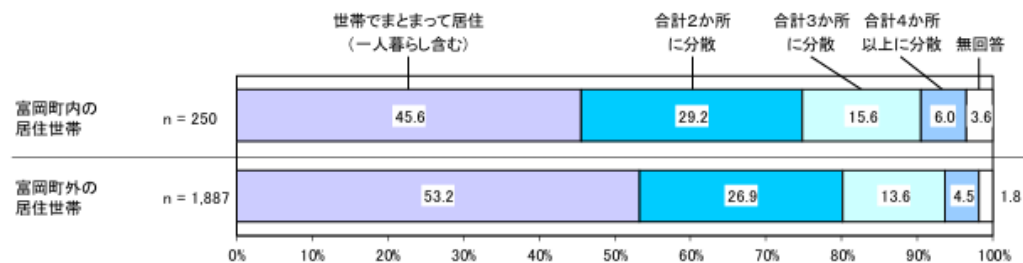
●現在の居住地



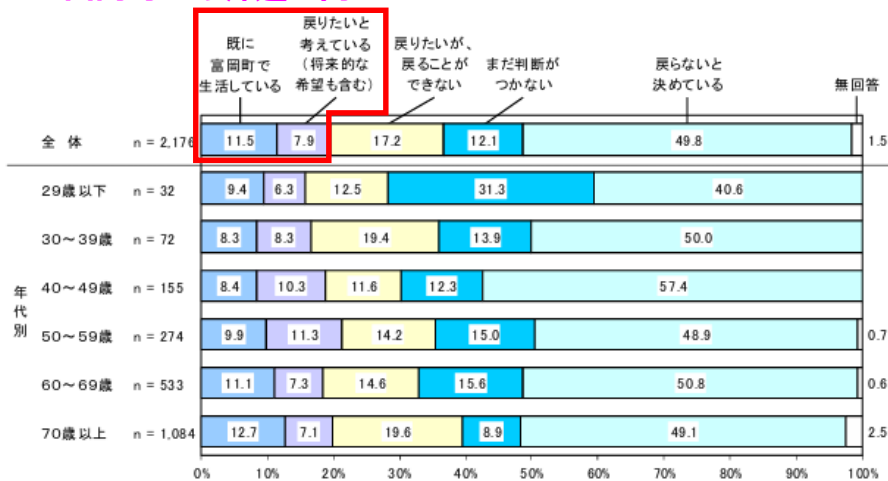
●現在の居住地



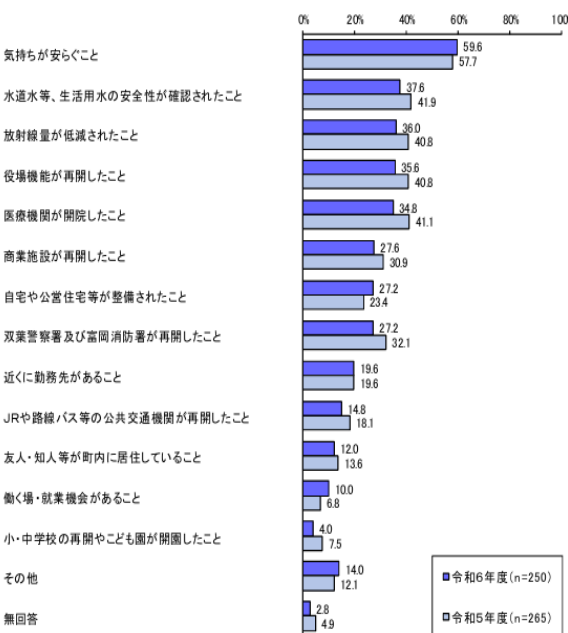
●世帯の分散状況



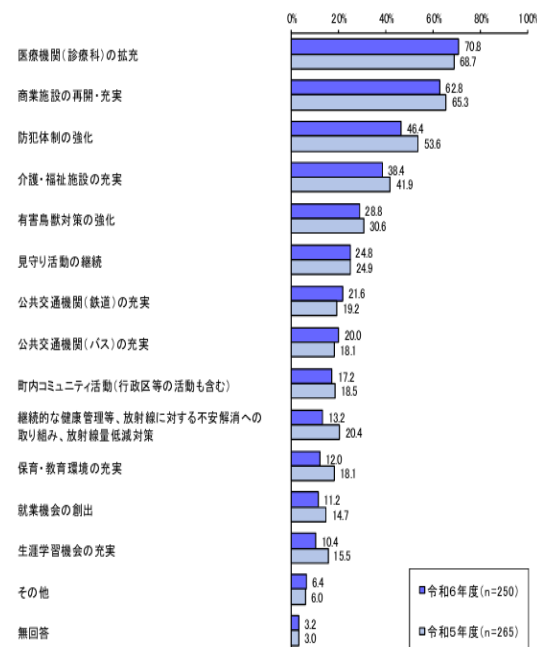
1 富岡町への帰還意向



2 帰還した理由



3 帰還者が町内に必要なもの



4 帰還できない、判断できない、帰還しない理由



もっと富岡町を知っていただきたいから【情報発信】



富岡町公式Instagram



Instagram

ログイン



富岡町公式Facebook



とみっぴーFacebook



とみおかアーカイブ
ミュージアムFacebook



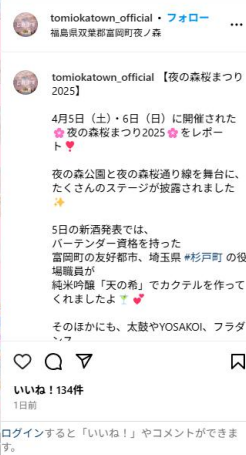
富岡町公式チャンネル



富岡町公式アカウント



とみおかアプリ

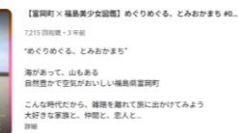


富岡町公式チャンネル

富岡町公式チャンネル - チャンネル登録者数 109人 / 470本の動画

富岡町公式チャンネル公式YouTubeチャンネルです。...で表示

チャンネル登録



紹介 ▶ すべて再生



「とみっぴーラジオ」放送中！

ラジオ福島・毎月第2火曜日
午後2時10分～午後2時20分



- 富岡町ホームページ : <https://www.tomioka-town.jp/index.html>
- 富岡町移住定住ポータルサイト : <https://www.tomiokakurashi.com/index.html>
- とみおか放射線情報まとめサイト : <https://tomioka-radiation.jp/>
- 富岡町文化交流センター 学びの森 : <https://www.manamori.jp/>
- とみっぴーラジオ：ラジオ福島（毎月第2火曜日、14：10～14：20）



未来へと つながれ ひろがれ 富岡町

富岡町役場

本庁舎 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1
☎0240-22-2111
いわき支所 福島県いわき市平北白土字宮前8
☎0246-88-1987
郡山支所 福島県郡山市大槻町字原ノ町49-1
☎024-983-9021

【発行元】
富岡町役場 企画課
✉tom0200-0@tomioka-town.jp

※本誌へのご意見などがありましたら、
上記メールアドレスまでお寄せください。